

## 小規模事業者持続化補助金とは？

◎**経営計画に基づいて実施する販路開拓**等の取組みに対し、**採択後 50万円**を上限に補助金（補助率：2／3）が出ます。

①従業員の賃金を引き上げる取組み ②雇用を増加させる取組み、③買物弱者対策の取組み  
④海外展開の取組みを行う事業者については、**100万円が上限**になります。

◎**計画の作成や販路拡大実施の際、商工会議所の支援**を受けられます。

### ◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

～対象となる取組みの例～

#### ①広告宣伝

新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

#### ②集客力を高めるための店舗改装

幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

#### ③商談会・展示会への出展

新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

#### ④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

#### ⑤ITを活用した広報や業務効率化

ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

### ◆補助対象者

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律を準用〕

### ◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、  
専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費、（買物弱者対策事業の場合に限り）車両購入費

### ◆補助率・補助額

補助率 補助対象経費の 2/3 以内

補助額 上限 50 万円

従業員の賃金を引き上げる取組み、雇用を増加させる取組み、買物弱者対策の取組み  
海外展開の取組みを行う事業者については、100万円が上限になります。

複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は  
100万円～500万円です。\*連携小規模事業者数によります。

# 申請手続きの流れについて

- ① 小規模事業者持続化補助金の詳細、公募要領、申請書の確認  
(下記からダウンロードしてご確認下さい)

<http://h28.jizokukahojokin.info/ippan>



- ② 柳川商工会議所へ補助金申請について相談  
計画の作成や販路拡大の実施にあたり、**商工会議所の指導・助言**を受けられます。



- ③ 申請書類の作成・提出  
申請には商工会議所が発行する**「事業支援計画書」(様式4)**が必要です。  
**平成29年1月23日(月)までに**当所へ申請書一式をご提出下さい。  
※締め切りまで十分な余裕をもってお早めにご提出願います。



- ④ 請書類の送付  
日本商工会議所補助金事務局へ、当所にて発行します**「事業支援計画書」**  
(様式4)とあわせて申請書ほか必要な書類を送付  
**※補助金申請書類提出期限**  
**平成29年1月27日(金)【当日消印有効】**

○採択結果公表 平成29年3月中旬(予定)

○補助事業の完了期限 交付決定通知受領後から平成29年12月31日まで

<お問い合わせ先>

柳川商工会議所経営支援課

柳川市本町117-2 TEL: 0944-73-7000